

# Ⅱ. 診療報酬制度および障害福祉サービス

## -大阪府の現状を踏まえて-

在宅療養指導管理料の費用は、第1款及び第2款の各区分の所定点数を合算した費用により算定する。

- 1 本款各区分に掲げる在宅療養指導管理料は、特に規定する場合を除き、月1回に限り算定し、同一の患者に対して1月以内に指導管理を2回以上行った場合においては、第1回の指導管理を行ったときに算定する。
- 2 同一の患者に対して、本款各区分に掲げる在宅療養指導管理料に規定する在宅療養指導管理のうち2以上の指導管理を行っている場合は、主たる指導管理の所定点数のみにより算定する。
- 3 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院から患者の紹介を受けた保険医療機関が、在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院が行う在宅療養指導管理と異なる在宅療養指導管理を行った場合（紹介が行われた月に限る。）及び在宅療養後方支援病院が、別に厚生労働大臣の定める患者に対して当該保険医療機関と連携する他の保険医療機関と異なる在宅療養指導管理を行った場合  
 ( [C102に規定する指導管理とC102-2に規定する指導管理] [C103に規定する指導管理とC107に規定する指導管理]  
 [C107-2に規定する指導管理又はC107-3に規定する指導管理] [C104に規定する指導管理とC105に規定する指導管理]  
 [C104に規定する指導管理とC105-2に規定する指導管理] [C105に規定する指導管理とC105-2に規定する指導管理]  
 [C105-2に規定する指導管理とC109に規定する指導管理] [C105-2に規定する指導管理とC105-3に規定する指導管理]  
 [C105-3に規定する指導管理とC109に規定する指導管理]  
 [C107に規定する指導管理とC107-2に規定する指導管理又はC107-3に規定する指導管理]  
 [C107-2に規定する指導管理とC107-3に規定する指導管理] [C108(3を除く。)に規定する指導管理とC110に規定する指導管理]  
 [C108-4に規定する指導管理とC110に規定する指導管理及びC109に規定する指導管理とC114に規定する指導管理]  
 の組合せを除く。) には、それぞれの保険医療機関において、本款各区分に掲げる在宅療養指導管理料を算定できるものとする。
- 4 入院中の患者に対して退院時に本款各区分に掲げる在宅療養指導管理料を算定すべき指導管理を行った場合においては、各区分の規定にかかわらず、当該退院の日に所定点数を算定できる。この場合において、当該退院した患者に対して行った指導管理（当該退院した日の属する月に行ったものに限る。）の費用は算定しない。

在宅療養指導管理料科目		点数
C100	退院前在宅療養指導管理料	120点
C101	在宅自己注射指導管理料	1,230点 / 650点 / 750点
C101-2	在宅小児低血糖症患者指導管理料	820点
C101-3	在宅妊娠糖尿病患者指導管理料	150点
C102	在宅自己腹膜灌流指導管理料	4,000点
C102-2	在宅血液透析指導管理料	10,000点
C103	在宅酸素療法指導管理料	520点 / 2,400点
C104	在宅中心静脈栄養法指導管理料	3,000点
C105	在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	2,500点
C105-2	在宅小児経管栄養法指導管理料	1,050点
C105-3	在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料	2,500点
C106	在宅自己導尿指導管理料	1,400点
C107	在宅人工呼吸指導管理料	2,800点
C107-2	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料	2,250点 / 250点
C107-3	在宅ハイフローセラピー指導管理料	2,400点
C108	在宅麻薬等注射指導管理料	1,500点
C108-2	在宅腫瘍化学療法注射指導管理料	1,500点

在宅療養指導管理料科目		点数
C108-3	在宅強心剤持続投与指導管理料	1,500点
C108-4	在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料	1,500点
C109	在宅寝たきり患者処置指導管理料	1,050点
C110	在宅自己疼痛管理指導管理料	1,300点
C110-2	在宅振戦等刺激装置治療指導管理料	810点
C110-3	在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料	810点
C110-4	在宅仙骨神経刺激療法指導管理料	810点
C110-5	在宅舌下神経電気刺激療法指導管理料	810点
C111	在宅肺高血圧症患者指導管理料	1,500点
C112	在宅気管切開患者指導管理料	900点
C112-2	在宅喉頭摘出患者指導管理料	900点
C114	在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料	1,000点
C116	在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料	45,000点
C117	在宅経腸投薬指導管理料	1,500点
C118	在宅腫瘍治療電場療法指導管理料	2,800点
C119	在宅経肛門の自己洗腸指導管理料	800点
C120	在宅中耳加圧療法指導管理料	1,800点
C121	在宅抗菌薬吸入療法指導管理料	800点

## 医療的ケア及び医療的ケアスコアについて

医療的ケア(診療の補助行為)	基本スコア		基本スコア	見守りスコア			見守りスコアの基準(目安)		
	日中	夜間		高	中	低	見守り高の場合	見守り中の場合	見守り低の場合(0点)
1 人工呼吸器(鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む)の管理 注)人工呼吸器及び括弧内の装置等のうち、いずれか一つに該当する場合にカウントする。	□		10点	□	□	□	自発呼吸がない等のために人工呼吸器抜去等の人工呼吸器トラブルに対して直ちに対応する必要がある場合(2点)	直ちにはないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合(1点)	それ以外の場合
2 気管切開の管理 注)人工呼吸器と気管切開の両方を持つ場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。(人工呼吸器10点+人工呼吸器見守り0点+気管切開8点)	□		8点	□	□	□	自発呼吸がほとんどない等ために気管切開カニューレ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合(2点)		それ以外の場合
3 鼻咽頭エアウェイの管理	□		5点	□	□	□	上気道狭窄が著明なためにエアウェイ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合(1点)		それ以外の場合
4 酸素療法	□	□	8点	□	□	□	酸素投与中止にて短時間のうちに健康及び患者の生命に対して悪影響がもたらされる場合(1点)		それ以外の場合
5 吸引(口鼻腔・気管内吸引)	□		8点	□	□	□	自発運動等により吸引の実施が困難な場合(1点)		それ以外の場合
6 ネブライザーの管理	□	□	3点	□	□	□			
7 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻		□		8点	□	□	自発運動等により栄養管を抜去する/損傷させる可能性がある場合(2点)	それ以外の場合
	(2) 持続経管注入ポンプ使用		□		3点	□	□	自発運動等により注入ポンプを倒す可能性がある場合(1点)	それ以外の場合
8 中心静脈カテーテルの管理(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など)	□		8点	□	□	□	自発運動等により中心静脈カテーテルを抜去する可能性がある場合(2点)		それ以外の場合
9 皮下注射 注)いずれか一つを選択	(1) 皮下注射(インスリン、麻薬など)		□	□	5点	□	□	自発運動等により皮下注射を安全に実施できない場合(1点)	それ以外の場合
	(2) 持続皮下注射ポンプ使用		□	□	3点	□	□	自発運動等により持続皮下注射ポンプを抜去する可能性がある場合(1点)	それ以外の場合
10 血糖測定(持続血糖測定器による血糖測定を含む) 注)インスリン持続皮下注射ポンプと持続血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定の項目を加点しない。	□	□	3点	□	□	□	血糖測定とその後の対応が頻回に必要な可能性がある場合(1点)		それ以外の場合
11 継続的な透析(血液透析、腹膜透析を含む)	□		8点	□	□	□	自発運動等により透析カテーテルを抜去する可能性がある場合(2点)		それ以外の場合
12 導尿 注)いずれか一つを選択	(1) 利用時間中の間欠的導尿		□	□	5点	□	□		
	(2) 持続的導尿(尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ)		□	□	3点	□	□	自発運動等により持続的導尿カテーテルを抜去する可能性がある場合(1点)	それ以外の場合
13 排便管理 注)いずれか一つを選択	(1) 消化管ストーマ		□	□	5点	□	□	自発運動等により消化管ストーマを抜去する可能性がある場合(1点)	それ以外の場合
	(2) 摘便、洗腸		□	□	5点	□	□		
	(3) 浣腸		□	□	3点	□	□		
14 痙攣時の座薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置 注)医師から発作時の対応として上記処置の指示があり、過去概ね1年以内に発作の既往がある場合	□		3点	□	□	□	痙攣が10分以上重積する可能性や短時間のうちに何度も繰り返す可能性が高い場合(2点)		それ以外の場合

14項目の基本スコアと見守りスコアの合計が医療的ケアスコアとなる。



# ◆大阪府医療的ケア児数実態調査（令和2年度実施）

大阪府では、府内における医療的ケアを必要とする小児（以下、医療的ケア児）の実態が十分には把握されていないことから、その現状を調査し、医療的ケア児等への支援について検討する際の基礎資料とするため、令和2年度に実態調査を実施。

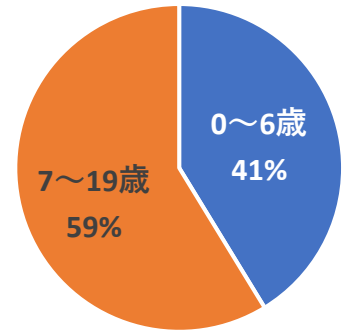
調査概要および調査結果については下記の通り。

## 《調査概要》

- ・ 調査先：在宅療養支援病院・診療所 1、915箇所  
（診療所：1、788箇所、病院：130箇所）  
小児科のある病院 135箇所
- ・ 調査対象：令和2年7月現在の診療報酬上の在宅加算算定見国の調査をもとにした、「在宅療養指導管理料」C100～C119の全28項目のうち、ダブルカウントを含む「C100～C101-3、C108-2」の5項目を除いた診療報酬項目に該当する児
- ・ 調査方法：別紙調査票を病院・診療所へ送付する
- ・ 調査期間：令和2年12月1日～12月18日まで
- ・ 調査項目：①診療報酬項目（医療的ケア児数）  
②居住市町村 ③年齢
- ・ 回答数・回答率：1、444件（70.43%）

市町村名	圏域名	実態調査結果（R2.7） 市町村別				市町村名	圏域名	実態調査結果（R2.7） 市町村別			
		0～6歳	7～19歳	合計	府内の割合			0～6歳	7～19歳	合計	府内の割合
大阪市	大阪市	203	371	574	32.7%	松原市	南河内	6	15	21	1.2%
堺市	堺市	86	89	175	10.0%	羽曳野市		7	10	17	1.0%
池田市	豊能	7	12	19	1.1%	藤井寺市		4	7	11	0.6%
箕面市		15	12	27	1.5%	富田林市		18	26	44	2.5%
豊中市		38	52	90	5.1%	河内長野市		7	11	18	1.0%
吹田市		40	51	91	5.2%	大阪狭山市		5	10	15	0.9%
豊能町		1	1	2	0.1%	太子町		2	2	4	0.2%
能勢町		0	0	0	0.0%	河南町		0	1	1	0.1%
摂津市	三島	5	2	7	0.4%	千早赤阪村		0	0	0	0.0%
茨木市		22	33	55	3.1%	和泉市		22	13	35	2.0%
高槻市		24	41	65	3.7%	泉大津市	8	5	13	0.7%	
島本町		1	2	3	0.2%	高石市	2	7	9	0.5%	
枚方市	北河内	36	48	84	4.8%	岸和田市	泉州	16	27	43	2.4%
寝屋川市		11	32	43	2.4%	貝塚市		8	7	15	0.9%
守口市		10	16	26	1.5%	泉佐野市		10	7	17	1.0%
門真市		7	10	17	1.0%	泉南市		4	2	6	0.3%
大東市		5	11	16	0.9%	阪南市		1	5	6	0.3%
四條畷市		5	1	6	0.3%	忠岡町		0	3	3	0.2%
交野市		7	3	10	0.6%	熊取町		2	0	2	0.1%
東大阪市		49	55	104	5.9%	田尻町		1	0	1	0.1%
八尾市	中河内	26	25	51	2.9%	岬町		1	0	1	0.1%
柏原市		3	7	10	0.6%	合計		725	1、032	1、757	100%

※小児科のある病院135病院及び普段よく医療的ケア児を受入れておられる主だった診療所から全て回答があったため、概ね正確な数と考える



全国の合計：19、238件  
**大阪府の合計：1、757件**  
 （全国の9.1%）

<参考>令和2年度人口  
 全国：125.708千人  
 大阪府：864.9万人（全国の6.9%）

# ◆大阪府医療的ケア児数実態調査（令和2年度実施）

在宅療養指導管理料科目		点数	算定件数
C102	在宅自己腹膜灌流指導管理料	4,000点	7
C102-2	在宅血液透析指導管理料	8,000点	0
C103	在宅酸素療法指導管理料（その他の場合）	2,400点	628
C104	在宅中心静脈栄養法指導管理料	3,000点	44
C105	在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	2,500点	50
C105-2	在宅小児経管栄養法指導管理料	1,050点	354
C105-3	在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料	2,500点	11
C106	在宅自己導尿指導管理料	1,400点	194
C107	在宅人工呼吸指導管理料	2,800点	289
C107-2	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料	2,250点	70
C108	在宅悪性腫瘍等患者指導管理料	1,500点	2
C109	在宅寝たきり患者処置指導管理料	1,050点	113
C110	在宅自己疼痛管理指導管理料	1,300点	1
C110-2	在宅振戦等刺激装置治療指導管理料	810点	0
C110-3	在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料	810点	10
C110-4	在宅仙骨神経刺激療法指導管理料	810点	1
C111	在宅肺高血圧症患者指導管理料	1,500点	2
C112	在宅気管切開患者指導管理料	900点	131
C114	在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料	1,000点	7
C116	在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料	45,000点	2
C117	在宅経腸投薬指導管理料	1,500点	0
C118	在宅腫瘍治療電場療法指導管理料	2,800点	0
C119	在宅経肛門的自己洗腸指導管理料	800点	0

1,916

## 在宅療養指導管理料算定件数

（令和2年7月分）

※調査概要にもあった通り、国の調査をもとにした、「在宅療養指導管理料」C100～C119の全28項目のうち、ダブルカウントを含む「C100～C101-3、C108-2」の5項目を除いた診療報酬項目。

※算定件数には、他府県の医ケア児等が一部含まれている。

※在宅療養指導管理料は月に1回のみ算定ができる。複数の指導管理を行っている場合には、主なもの1つに限って算定ができることとなっている。

### 《調査結果》

- 最 多) 在宅酸素療法指導管理料 628件
- 次いで) 在宅小児経管栄養法指導管理料 354件
- 次いで) 在宅人工呼吸指導管理料 289件

※【1,757件と同数にならないことについて】  
他府県から通っている医療的ケア児を受入れている病院によっては、分離することが難しく、他府県の数が若干数含まれているため、多くなっている

# ◆大阪府での医療的ケアを要する重症心身障がい児者等への支援

## 【重症心身障がい児者について】

### 【大阪府における重症心身障がい児者の定義】

重症心身障がい児者：身体障がい者手帳（1級・2級）及び療育手帳（A）を交付された障がい児者

## 【大阪府内の重症心身障がい児者数（令和4年7月1日時点）】

圏域	重症心身障がい児者数
豊能	1,082名
三島	755名
北河内	1,181名
中河内	885名
南河内	561名
泉州	854名
政令市（大阪市・堺市）	3,752名
<b>大阪府内合計</b>	<b>9,070名</b>

年齢分布は、19歳以下が約30%  
20歳以上が約70%

※堺市を除く圏域は、概ね  
大阪府全体と同様の割合

※堺市の年齢分布は、  
19歳以下が約20%  
20歳以上が約80%

